

各部署対応について（3月22日時点での決定事項）

<共通>

14日間とは令和2年3月22日（日）から令和2年4月4日（土）までとする。

<佐賀関病院>

- 14日間の入退院中止
- 通所・通院リハビリテーションの中止
- 外来の原則中止（電話再診は対応可）
- 人工透析治療は患者さまの安全な導線を確認した上で通常実施

<佐賀関診療所>

- 外来の原則中止（電話再診は対応可）

<介護老人保健施設せきの郷>

- 通所リハビリテーションは14日間、利用中止
- 14日間の入退所調整中止

<海風>

- 14日間の入退所中止
- 通所介護は外部の利用者の利用中止

<ひまわり>

- 通所介護は14日間、利用中止
- 居宅介護支援事業所、訪問介護は通常通り実施

<こうざきクリニック>

- 通常どおり実施

<こうざきもみの木>

- 通常どおり実施

<ナーシングホーム輝>

- 14日間の入退所調整中止

<坂ノ市病院>

- 14日間の外来の原則中止（電話再診は対応可）

<坂ノ市リハビリテーションセンターもみの木>

- 14日間の利用中止

<医療型特定短期入所きらりん>

○14日間の利用中止

<やすらぎ苑>

○通所リハビリテーションは通常通り実施

○入退所は14日間の調整中止

今後、状況により期間等の変更が考えられます。関係者さまには、各事業所より随時ご連絡させていただきます。